

芝山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 8,342	千円 5,217,807	千円 144,493	千円 1,087,225	% 20.9	% 20.5

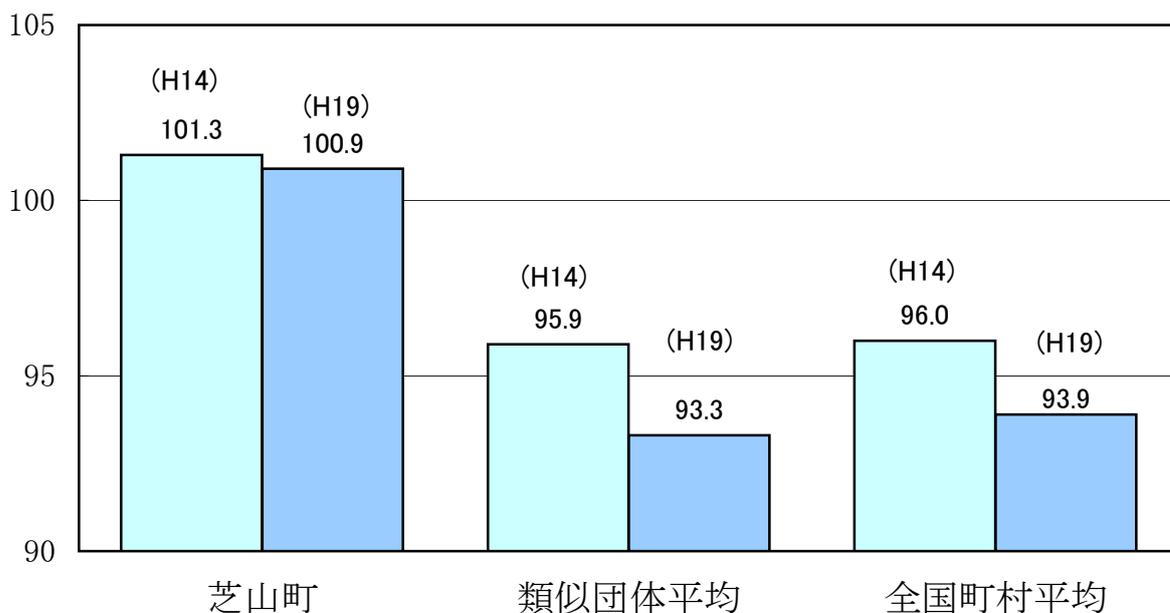
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 107	千円 438,772	千円 81,190	千円 181,166	千円 701,128	千円 6,553	千円 5,918

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
芝山町	44.6 歳	357,257 円	446,711 円	403,149 円
千葉県	44.7 歳	363,327 円	448,059 円	412,308 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.5 歳	328,500 円	376,838 円	359,520 円

②技能労務職

区 分	公務員				民間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給料月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
芝山町	52.8 歳	257,800 円	278,246 円	274,401 円	—	—	—	—
うち用務員	52.8 歳	257,800 円	278,246 円	274,401 円	用務員	53.9歳	227,200 円	1.2
千葉県	49.4 歳	330,096 円	380,725 円	360,135 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	302,249 円	325,327 円	319,878 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
芝山町	—	—	—
うち用務員	4,488,027 円	3,284,300 円	1.4

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		芝山町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	176,800 円	176,800 円	I種 179,200 円 II種 170,200 円
	高校卒	148,000 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	142,800 円	142,800 円	—
	中学卒	— 円	131,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	254,600 円	292,750 円	345,200 円
	高校卒	— 円	239,500 円	328,500 円
技能労務職	高校卒	— 円	224,300 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

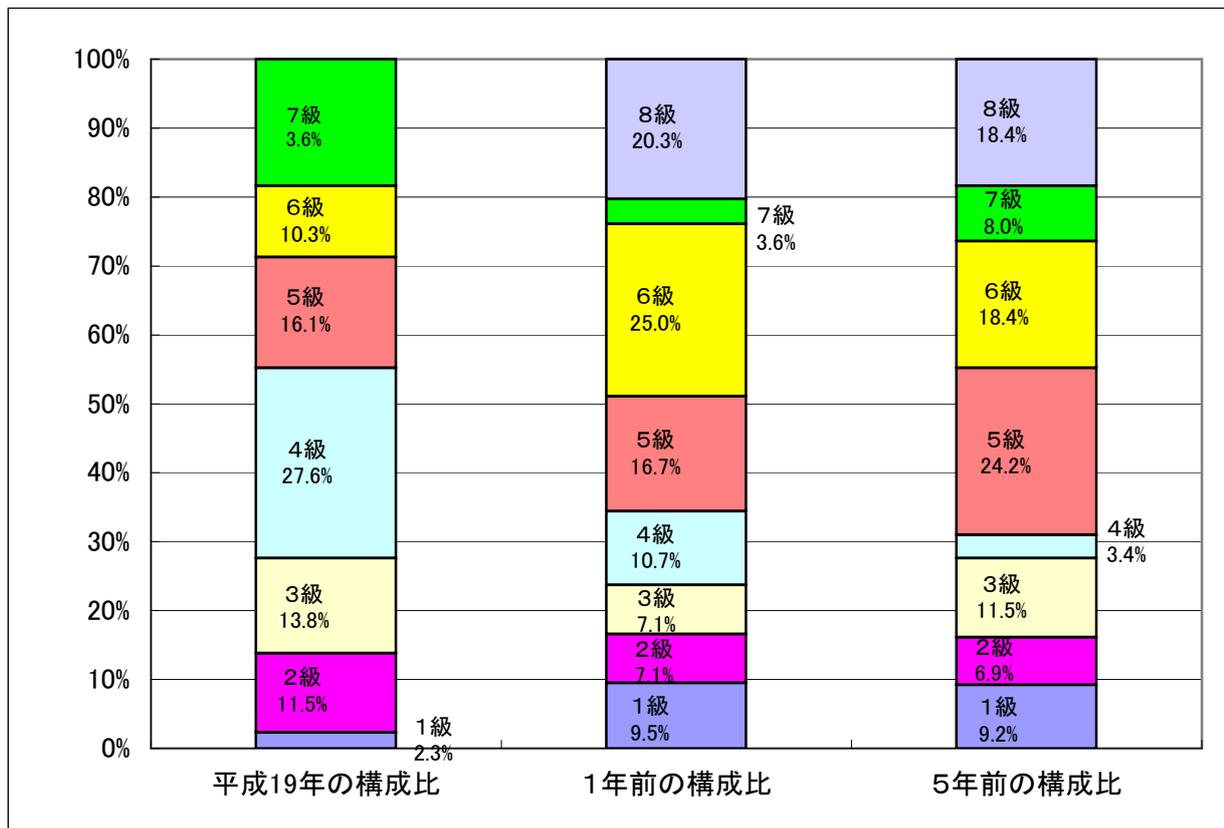
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	2 人	2.3 %
2級	主事	10 人	11.5 %
3級	主任主事	12 人	13.8 %
4級	副主査	24 人	27.6 %
5級	係長	14 人	16.1 %
6級	主査	9 人	10.3 %
7級	課長、局長、主幹	16 人	18.4 %

(注) 1 芝山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに3級及び4級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を実施していないため全職員一律で昇給させています。(ただし、勤務日数が少ない職員は除く) 今後は、国や県の制度や近隣市町の動向等に注視し検討していきます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芝山町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,780 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,945 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ()月分 ()月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

芝山町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例加算(2%~20%加算)			定年前早期退職特例加算(2%~20%加算)		
退職時特別昇給 勸奨退職者 4~8号給					
1人当たり平均支給額	- 千円	26,069 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		15,979 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		132,054 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	6 %	121 人	- %

(4) 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		4,868 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算 医師等を除く)		5,773 円	
医師等に対する支給年額(18年度決算)		4,804,320 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		9.9 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務職員	滞納処分事務	日額320円
		未納整理事務	日額250円
		家屋調査	日額250円
医師手当	国保診療所の医師	診療に従事する職員	月額12万円
研究手当		診療に関する研究をする職員	月額8万円
診療手当		診療に従事する職員	診療を行った日1日につき1万円
往診手当		勤務時間内の往診	往診料・診察料の100分の50
		勤務時間外の往診	往診料・診察料の100分の100

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	40,427 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	389 千円
支給実績(17年度決算)	39,668 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	317 千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 2名以降6,000円	同		13,593 千円	247,145 円
住居手当	借家 [家賃12,000円超の場合] 家賃に応じて27,000円を限度に支給 自宅 4,300円(期間無し)	異	自宅支給額 国→2,500円 自宅支給期間 国→新築, 購入後5年間	4,448 千円	87,216 円
通勤手当	電車・バスを利用する場合 全額支給 乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～ 32,330円を支給	異	交通機関利用 国→1ヶ月55,000円を限度 自動車等利用 距離区分の相違により支給額が異なる	7,176 千円	71,050 円
管理職手当	職員を管理、監督する地位にある職員に給与月額に一定の割合を乗じて得た額を支給 課長級職員10%	異	支給区分の相違	10,389 千円	577,167 円
宿日直手当	休日等に来庁者の受付及び庁舎の保全等を行う者に勤務1回につき4,700円を支給	異	国→4,200円	564 千円	12,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (19年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	712,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	(749,000 円)	834,000 円 /	321,000 円
報酬	議長	(584,000 円)	673,000 円 /	363,000 円
	副議長	(614,000 円)	364,000 円 /	220,000 円
	議員	279,000 円	285,000 円 /	162,900 円
期末手当	町長	(18年度支給割合)		
	副町長	4.4 月分		
退職手当	議長	(18年度支給割合)		
	副議長	3.0 月分		
備考	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×在職月数×35/100	12,583,200 円	任期毎
		給料月額×在職月数×25/100	7,368,000 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

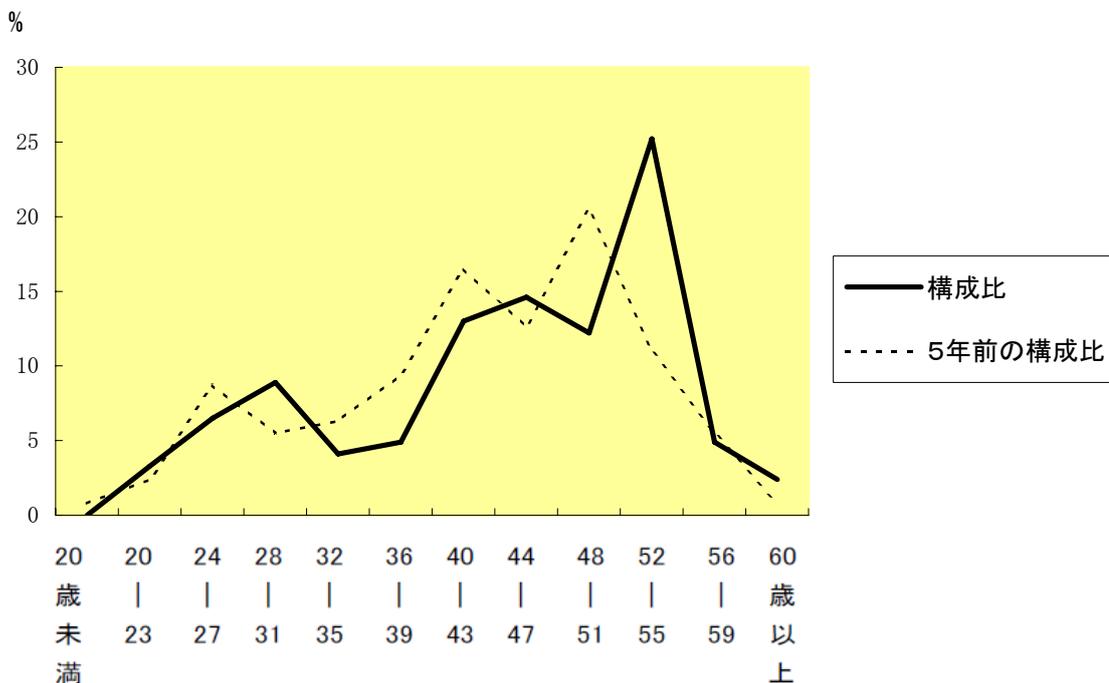
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成18年	平成19年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	人事異動による増
		総務	29	32	3	
		税務	8	8	0	
		農水	6	6	0	
		土工	1	1	0	
		土木	11	10	△ 1	
民生		22	21	△ 1		
衛生	7	8	1	人事異動による減 人事異動による減 人事異動による増		
	計	86	88	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.29 人)	
	教育部門	25	20	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.63 人)	
	小 計	111	108	△ 3		
公営企業等部門	小 計	病院(診療所)	2	1	△ 1	退職職員の不補充
		下水道	5	6	1	
		国保・介護保険	5	6	1	
		0				
	小 計	12	13	1		
合 計			123	121	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.05 人
			[134]	[134]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	5人	10人	9人	4人	10人	12人	19人	13人	22人	14人	3人	121人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
125 人	119 人	△ 6 人	△ 5.0 %

(注) 教育長は含まない。

(参考) 定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成22年3月31日	7名(6.1%)減